

出典：裁判所ホームページ (<https://www.courts.go.jp>) の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 46(オ)134	原審裁判所名	東京高等裁判所
事件名	小切手金請求	原審事件番号	昭和 45(ネ)1119
裁判年月日	昭和 46 年 4 月 9 日	原審裁判年月日	昭和 45 年 11 月 18 日
法廷名	最高裁判所第二小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	民集 第 25 卷 3 号 264 頁		

判示事項	賭博による債務の履行のために交付された第三者振出の小切手の支払につき所持人と振出人との間に成立した和解の効力
裁判要旨	賭博による債務の履行のために第三者振出の小切手の交付を受けた所持人が、振出人との間で小切手金の支払に関し和解契約を締結した場合においては、右契約の内容である振出人の所持人に対する金銭支払の約定は、公序良俗に違反し無効である。

全 文	
主 文	本件上告を棄却する。 上告費用は上告人の負担とする。
理 由	上告代理人越山康の上告理由について。 <u>原審の適法に確定したところによれば、上告人と被上告人との間で、上告人が訴外Dから交付を受けた被上告人振出にかかる本件小切手金の支払に関して和解契約が成立し、被上告人から上告人に対して金五五万円を支払う旨を約したが、右小切手は、賭博によつて右Dが負うことになつた金銭給付義務の履行のために、同人から上告人に交付されたものであつたといふのである。してみれば、本来、上告人が被上告人に対して右小切手金の支払を求めることは、公序良俗に違反するものとして許されないとところというべく、右和解上の金銭支払の約束も、実質上、その金額の限度で上告人をして賭博による金銭給付を得させることを目的とするものであることが明らかであるから、同じく、公序良俗違反の故をもつて、無効とされなければならない。このことは、右合意が、論旨のいう創設的なものとして、すなわち、小切手金支払債務の存否と無関係に金銭支払義務を負担すべきものとする趣旨でなされたものとしても、異なるところはない。右契約の実質に存する不法性は、当事者の合意によつて払拭しうるものではないからである。</u> 叙上と同旨の原審の判断は正当であり、論旨の引用する判例は、当裁判所の採りえないところであつて、原判決に所論の違法は存しない。それ故、論旨は採用することができない。 よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 小川信雄 裁判官 色川幸太郎 裁判官 村上朝一 裁判官 岡原昌男)

※参考：判例タイムズ 263 号 200 頁、判例時報 630 号 58 頁、金融商事判例 269 号 6 頁